

遺言書 その①「譲る側」から「譲られる側」へ



1.“争族”対策の必須条件

「遺言書を書いて」と頼むと、ガンとして「書かない」と言うおじいちゃんがいます。でも、なぜ書かないのかじっくり話し合ってみると、実はさしたる理由があるわけではなく、何となくそういうものだと決め付けていたりします。しかも、一回書かないと言ってしまったので引っ込みがつかないなんて、すごく単純な理由だったりします。

また、子供たちも、何となく言いづらくて、一度断られたらもう二度と切り出せないと、諦めていたりすることが多いようです。



うちは大丈夫なんて安易に考えず、やはり「譲る側」が自分の思いをきっちり文書にして、「譲られる側」に託すという作業はとても大切です。

特に、法定相続分と違った配分で遺産分けを考えている場合は、まず何においても遺言書が必要です。“争族”を回避するためにも、これは必須の条件だと考えてください。

また、遺言書と言うと、「遺産の分け方」のみを書くと思っている人が多いようですが、附言事項として、その分け方に思いが至った理由や、今後の家族のあり方なども書くことができます。附言事項自体は、法的な効用はありませんが、気持ちは伝わります。

2. 遺言書の「書かせ方」

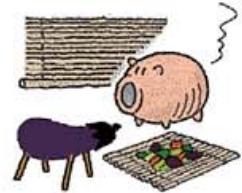
本屋さんに行くと、遺言関係の本がたくさん並んでいます。そのほとんどは「遺言書の書き方」をテーマにしているようです。おそらく、こういう本は「遺言書を書かなければ」という意識を持っている人が手に取るのでしょう。

問題は、どうしたらそういう意識を持つてもらえるかということです。前頁のおじいちゃんのように、「俺は遺言なんか書かないよ」と言う人と話をする機会が多いせいか、「遺言書の書かせ方」の本があればいいのにと思うことがあります。

もちろん、遺言書の内容は、ご本人の意思がきちんと反映されていることが大前提です。押し付けではなく、それをいかにして書かせるかが難しいのです。

参考までに、遺言書嫌いのおじいちゃんの家族から説得を頼まれたおり、私がよくお話しすることを箇条書きにしてみました。

- (1) 「お盆や正月など、家族が集まるときまでに作っときましょう」と言って、まず「期限を定める」ことをお勧めします。
- (2) 遺言書は「新しいものが優先」であることを説明します。これは、遺言書を作った後、家族の態度が変わることを恐れるおじいちゃんやおばあちゃんが多いからです。「態度が悪くなった家族がいたら、その人を外した新しい遺言書を作ればいいじゃないですか」と言うと、ほとんどの人が納得します。
- (3) 遺言書の作成と言うと、「遺産分け・争いごと」といったマイナスイメージが先に来がちですが、「仲よし家族が円満な相続への第一歩」であることを具体的に説明します。また、附言事項によって、ご自身の思いを強く伝えられるということも、大事なポイントです。これは、企業の社長さんが作る「経営方針書」と同じように、今後、家族が歩む方向を指示示す羅針盤にもなります。



遺言書は何度書いても構いませんが、最後のものが有効です。